

# てらおか居宅介護支援事業所運営規程

## 事業の目的及び運営の方針

### 第1条

**(事業の目的)** この規定は、社会医療法人社団陽正会が開設するてらおか居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う居宅介護支援事業、介護予防支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者・要支援者（以下「利用者」という）からの相談に応じ、利用者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供を確保されるように指定居宅サービス事業所、介護保険施設への紹介等と連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

**(運営の方針)** 指定居宅介護支援・指定介護予防支援においては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

- 2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 事業所は、指定居宅介護支援・指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

### **(事業所の名称及び所在地)**

指定居宅介護支援・指定介護予防支援を行う事業所は、下記のとおりとする。

名称： てらおか居宅介護支援事業所

所在地： 広島県福山市新市町大字新市 56 番地 1

## 介護支援専門員とその員数・職務の内容

第2条 事業所に勤務する従業者の職種、常勤換算による員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（主任介護支援専門員・常勤兼務）

ア 管理者には主任介護支援専門員を配置し、事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理及び居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行うこと。

イ 管理者は事業所の介護支援専門員その他の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。

- (2) 主任介護支援専門員 3人（常勤専従2人、常勤兼務1人（管理者と兼務））

介護支援専門員 3人（常勤専従2人、非常勤専従1人）

介護支援専門員は、第1条の運営方針に基づく業務にあたる。

## 営業日及び営業時間等

第3条 事業所の営業日および営業時間は、下記のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜から土曜まで
- (2) 休業日：国民の祝日・8月15～16日・12月31日～1月3日
- (3) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分まで
- (4) 上記の営業日・営業時間のほか電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

## 指定居宅介護支援・指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

第4条 指定居宅介護支援・指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者からの居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成依頼等に対する相談対応事業所内相談室において行う。

(2) 課題分析の実施

- ① 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
- ② 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
- ③ 使用する課題分析票の種類は居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会）方式とする。

(3) 居宅サービス計画・介護予防サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画・介護予防サービス計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名（記名押印）を受けけるものとする。

(4) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画・介護予防サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画・介護予防サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

(5) サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画・介護予防サービス支援計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(6) 居宅介護支援事業所及び介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービス又は介護予防サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画・介護予防サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

**(利用料、その他の費用の額)** 指定居宅介護支援・指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援・指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収する。

### 通常の事業の実施地域

第5条 福山市：新市町・芦田町・駅家町・御幸町・神辺町・加茂町  
府中市：上下町を除く

### 虐待防止に関する事項

第6条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

### その他運営に関する重要事項

居宅介護支援・介護予防支援の具体的取扱方針

第7条 居宅介護支援・介護予防支援の具体的取扱方針は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画の担当者  
介護支援専門員は居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成に関する業務を行う。
- (2) 相談の受付場所  
利用者等から相談を受け付ける場所は第3条に規定する事業所内とする。
- (3) 利用者等への情報提供

居宅サービス又は介護予防サービスの事業者の選定にあたっては、以下のことを行なう。

イ 居宅サービス計画・介護予防サービス支援計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地域における指定居宅介護サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者が希望するサービス事業者の情報を適正に説明する。複数のサービス事業者等の紹介の求め等があった場合には誠実に対応し、利用者またはその家族のサービスの選択が可能となるように支援する。

ロ 介護支援専門員は、利用者等の選択を求めることなく最初から同一の事業主体に偏った計画原案を提示することは行わず、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者のみを計画に位置づけない。

#### (4) 利用者の実態把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成に当たって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。

#### (5) 居宅サービス計画・介護予防サービスの原案作成

居宅サービス・介護予防サービス計画原案作成にあたっては、以下のことを行う。

イ 介護支援専門員は、利用者の居宅を最低月1回（介護予防においては最低3月に1回）訪問し、利用者及びその家族と面接し支援する上で解決しなければならない課題を分析し、利用者、家族が指定した場所においてサービスの希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画の原案を作成する。

ロ 利用者等が、訪問看護、通所リハビリテーション等医療系サービスを希望している場合やその他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求める。医療系サービスについては、主治の医師等の指示がある場合においてのみ、居宅サービス計画・介護予防サービス計画に位置づける。この場合、意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画・介護予防サービス計画を交付する。なお、サービスに対して主治の医師等から留意点等が示された場合は、当該留意点を尊重して計画の作成を行う。

ハ 末期の悪性腫瘍の利用者に限り、利用者等の同意を得て、心身の状況等により主治の医師等の助言を得た上で必要と認める場合以外は、サービス担当者会議の招集を行わず、利用者の支援を継続できる。この場合、心身等の状況について、主治の医師等、サービス事業者へ情報を提供する。支援については、主治の医師等の助言を得たうえで、状態変化を想定し、今後必要となるサービス等の支援の方向性を確認し計画作成を行い、在宅を訪問し、状態の変化やサービスの変更の必要性を把握する。

ニ 居宅サービス計画・介護予防サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等に十分留意しつつ、その必要性や特段の理由について計画に記載するとともに、市町村に届出を行う。

#### (6) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画・介護予防サービス支援計画原案を作成した場合は原則としてサービス担当者会議を開催し、情報を共有するとともに、担当者から専門的な見地

から意見を求めるものとする。但し、末期の悪性腫瘍の利用者に限り、心身の状況等により主治の医師又は歯科医師等の意見を勘案して必要と認める場合、その他やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとし、利用者の状態を分析、把握するため複数職種間で意見調整を行い事業所との連携を図る。

(7) 居宅サービス計画・介護予防サービス計画の説明、同意及び交付

介護専門員は、利用者又はその家族等に対し、居宅サービス計画・介護予防サービス計画に位置付けたサービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得、当該居宅サービス計画・介護予防サービス計画を交付する。

2 サービスの実施状況の継続的な把握、評価は次のとおりとする。

(1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行う。また、居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときやその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て、主治の医師もしくは歯科医師、又は薬剤師に提供するものとする。

(2) 介護支援専門員は、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の面接を行い、モニタリング結果を記録する。

3 介護保険施設の紹介等は次のとおりとする。

(1) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、主治の医師等の意見を求めたうえ、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(2) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成等の援助を行う。

### 法定代理受領サービスに係る報告

第8条 指定居宅介護支援事業者は、毎月保険者（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、当該国民健康保険連合会に対して提出する。

### 利用者に対する居宅サービス計画・介護予防サービス計画等の書類の交付

第9条 利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、その他利用者からの申し出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画・介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。

## 事故発生時の対応

第10条 介護支援専門員等は、指定居宅介護支援の提供により利用者本人に事故が発生した場合には速やかに管理者、市町村、利用者の家族等及び利用の介護（予防）サービス事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

## 感染症予防、まん延防止の対策

第11条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね6月に一回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は、介護支援専門員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

## 業務継続計画の策定等

第12条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援又は介護予防支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は、介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

## 相談・苦情への対応

第13条 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、必要な措置を講じ、相談・苦情等が発生した場合には管理者に報告するものとする。

- 2 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けた場合には、当該相談・苦情等の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

## 個人情報の保護

第14条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

## 秘密の保持

第15条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

## 身体拘束等の禁止

第16条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底すること。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

## 従業者の研修等

第17条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 福山・府中地区介護支援専門員連絡協議会の研修
  - (2) 福山・府中地区地域包括支援センターが開催する研修
  - (3) 法人・施設が開催する研修
  - (4) その他の研修
- 2 事業所は、適切な居宅介護支援・介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するため定期的に必要な研修を行なう。

(その他)

第18条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会医療法人社団陽正会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

- この規程は、平成 11 年 10 月 6 日から施行します。
- この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行します。
- この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行します。
- この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行します。
- この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行します。
- この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行します。
- この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行します。
- この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行します。
- この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行します。
- この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。
- この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行します。
- この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行します。
- この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行します。
- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。
- この規程は、令和 1 年 5 月 1 日から施行します。
- この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行します。
- この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行します。
- この規程は、令和 3 年 12 月 10 日から施行します。
- この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行します。
- この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。
- この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行します。